

役員、評議員及び会計監査人の報酬等の支給基準

社会福祉法人 日本保育協会

(目的及び意義)

第1条 この基準は、社会福祉法人日本保育協会（以下「協会」という。）定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員、評議員及び会計監査人の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員及び会計監査人と併せて役員等という。
- (2) 理事長及び常務理事とは、協会定款第16条第2項に基づき選任された者をいう。
- (3) 報酬等とは、社会福祉法第45条の35第1項の規定に基づく、準用する一般法人法第89条、第105条、第110条及び第196条で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいい報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 協会は役員等に職務執行の対価として、次の2～4により報酬を支給することができる。

- 2 理事長及び常務理事の報酬は、別表に定める金額の範囲内とする。
- 3 その他の理事は、理事長及び常務理事以外の理事をいい、その他の理事に対する報酬は、別表に定める額とする。
- 4 評議員、監事及び会計監査人に対する報酬は、別表に定める額とする。

(報酬等の額の決定)

第4条 理事長、常務理事及びその他の理事の報酬額等は、別表の金額の範囲内で理事会の承認を得て、決めるものとする。

- 2 監事及び評議員の報酬額等は、別表の金額とし、評議員会の承認を得て、決めるものとする。
- 3 会計監査人の報酬額は、別表の金額の範囲内で監事の過半数の同意を得て、決めるものとする。
- 4 常務理事には、毎年6月及び12月に、賞与を支給する。
- 5 常務理事の賞与は、6月1日及び12月1日(以下この条において「基準日」という。)に在職する常務理事に対して6月30日及び12月10日に支給する。

- 6 常務理事の賞与は、別表で計算した額の範囲内とする。
- 7 常務理事には、退職金として、在職1月につき退職した日における報酬月額に100分の10の割合を乗じて得た額を理事長が決定しこれを支給する。

なお、退職金の算定の基礎となる在職期間の月数の計算について役員になった日から起算して計算するものとし、1か月未満は切り捨てて計算するものとする。

(報酬等の支払方法)

第5条 理事長及び常務理事(以下「理事長等」という。)の報酬は、その金額を通貨で、直接理事長等に支払うものとする。

ただし、法令に基づき理事長等の報酬から控除すべき金額がある場合には、その理事長等に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

- 2 理事長等が報酬の全部又は一部につき自己の預金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。
- 3 その他の理事、評議員及び監事の報酬等は、理事会及び評議員会の開催の都度、現金にて支給する。
- 4 会計監査人の報酬は、会計監査人と当協会との委託契約に基づき、支払うものとする。

(報酬の支給日)

第6条 理事長等の報酬は、その月の月額的全額を毎月20日に支給する。

ただし、支給日が休日に当たるときは、その前の金融機関営業日迄に支給する。

(費用)

第7条 協会は、常務理事等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(日割計算)

第8条 新たに理事長等になった者には、その日から報酬を支給する。

- 2 理事長等が退職し又は解任された場合には、その日までの報酬を支給する。
- 3 理事長等が死亡により退職した場合には、その月までの報酬を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により報酬を支給する場合であつて、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差引いた日数を基礎として日割によって計算する。

(端数の処理)

第9条 この細則により計算した金額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(公表)

第10条 協会は、この基準をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号の規定に基づく、「報酬等の支給の基準」として公表するものとする。

(改廃)

第11条 この基準の改廃は、評議員会の議決により行うものとする。

別 表

役 職	役員等報酬等の上限額												
理 事 長 〈非常勤〉	月額240千円の範囲内 理事会等への出席に係る報酬及び費用は支給しない												
常 務 理 事	月額660千円の範囲内 理事会等への出席に係る報酬及び費用は支給しない (1) 賞与の期末手当及び勤勉手当の算定 (報酬月額×45%)×各支給割合×期間率 (2) 支給割合 <table><thead><tr><th></th><th>6月の賞与</th><th>12月の賞与</th><th>計</th></tr></thead><tbody><tr><td>期末手当</td><td>0.7月</td><td>0.7月</td><td>1.4月</td></tr><tr><td>勤勉手当</td><td>1.0月</td><td>1.0月</td><td>2.0月</td></tr></tbody></table> (注) 期末手当・勤勉手当は、国家公務員の指定職俸給表3の適用を受ける職員の支給割合に準じたものとし、毎年的人事院勧告において決定した支給割合とする		6月の賞与	12月の賞与	計	期末手当	0.7月	0.7月	1.4月	勤勉手当	1.0月	1.0月	2.0月
	6月の賞与	12月の賞与	計										
期末手当	0.7月	0.7月	1.4月										
勤勉手当	1.0月	1.0月	2.0月										
その他の理事	理事会出席の都度、交通費実費及び報酬として1回20千円												
評 議 員	評議員会出席の都度、交通費実費及び報酬として1回20千円 ※定款第8条に定める報酬額												
監 事	理事会等出席の都度、交通費実費及び報酬として1回20千円												
会計監査人	年間総額2,000千円の範囲内												

(注)表中、常務理事等の報酬月額は、全国法人の報酬実績及び事業規模等を勘案して定めたものである。

附 則

- この規程は、社会福祉法等の一部を改正する法律(平成28年法律第21号)に基づき、平成29年6月17日から施行する。
- この規程は、令和3年6月25日から施行する。